

## 報酬等支給の基準

当面の間、理事及び監事並びに評議員に対する報酬は支給しない。ただし、理事会・評議員会などへの出席に際して、実費弁償として1回当たり5,000円を支給する

※第46回評議員会（平成29年6月28日開催）にて決議し制定した